

平成26年6月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目

次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 条例案	1
ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	1
(2) 平成25年度繰越明許費繰越計算書	2
(3) 専決処分の報告について	3
ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	3

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得をしようとする者に対する運転免許試験に係る手数料の額を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

免許の再取得をしようとする特定取消処分者に対する運転免許試験に係る手数料の額を定めることとした。

新 設 対 象 者	対 象 免 許	対 象 試 験	試験手数料
特 定 取 消 処 分 者 〔統合失調症、てんかん、 認知症等の病気に該当す ること等を理由に免許を 取り消された者〕	1 大型自動車免許、中型自動車免許 2 普通自動車免許 3 特定第一種運転免許 〔大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許 普通自動二輪車免許、牽引免許〕 4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許 普通自動車第二種免許	免許を取り消された日から 起算して3年を経過しないも のが免許の再取得を行う場合 の運転免許試験	1,900円

(ウ) 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 平成25年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

(単位：円)

課名	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
警察本部	交番，駐在所等整備事業費	74,213,000	19,117,000	(繰入金) 15,000,000				4,117,000

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
徳島市在住 1名	283,000円	平成25年12月 8日	板野郡藍住町地内	平成26年 5月28日	物 損	刑事部捜査第一課
		捜査用車両が路外から交差点に進入した際に、直進してきた相手方車両と衝突したもの				
徳島市在住 1名	79,000円	平成26年 1月31日	徳 島 市 地 内	平成26年 5月28日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		捜査用車両が転回のため後退した際に、駐車車両に衝突したもの				
計	362,000円					